

天理中学校 いじめ防止基本方針

Ⅰ. 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本校は、天理教教義に基づく信条教育を行い、「人を救けて我身救かる」との教えに則って陽気ぐらし世界をつくりあげる為の人材である「よふぼく」としての資質をもつ生徒を育成することを教育目標として、「心の教育」にも力を注いだ全人教育を実施している。いじめは重大な人権侵害であり、全校生徒が安心して生活できる学校を目指し、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 基本理念

いじめ防止等のための対策の基本理念は、「いじめ防止等」は子どもの人権・権利を守る取組であるとの認識の下、いじめ防止対策推進法に規定されているように、以下のとおりとする。

- ①すべての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように取り組む。
- ②すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ③いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校法人天理大学、保護者・保証人、その他関係者及び関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することをめざす。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に基づき、以下のように定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校設置者である学校法人天理大学又は学校の判断により長期の期間を設定する。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安

全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

2. いじめ防止の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

- ・学校に防止等の措置を実効的かつ組織的に行うため、いじめ防止対策委員会を設置する。
 - ・原則月1回の開催とし、情報共有を行う。
 - ・構成員は以下の者とする。
管理職、教務主任、学年主任、生徒指導部長、教育相談委員長、人権教育部長、
生徒会担当主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー
健康管理室（カウンセラー）
 - ・いじめ防止年間計画の作成、実施、評価
 - ・校内研修の実施
 - ・いじめが起こった場合の対応
- ※いじめ事象を認知した場合、いじめ防止対策委員会の構成員、必要に応じて認知に関与した教職員、（当該生徒の学級担任、関係クラブ部長）、弁護士を加えて、いじめ対策委員会を組織する。

3. いじめ防止等に関する対応について

(1) いじめについての共通理解

- ・いじめの形態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、全教職員の共通理解を図る。
- ・いじめとはどのようなことであるのか、また、いじめの構造やいじめを受けた場合の影響等について、年度当初に学級活動や学年集会などで説明・確認を行い、生徒が理解できるよう取り組む。
- ・日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど継続的な働きかけを行い、「いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である」ことを生徒が理解できるように伝え、いじめを起こさせない雰囲気为学校全体に醸成し、未然に防止するよう取り組む。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・すべての生徒が安心・安全に学校生活を送るために、規律正しい態度でルールに基づき、授業や行事に主体的に参加・活躍できる秩序のある学校づくり・集団づくりを進めていく。
- ・生徒一人ひとりが好ましい人間関係を築けるように、こころの授業等でコミュニケーション能力等の育成に努め、明るく健全な学級・学校の雰囲気づくりに努める。
- ・信条教育をもととして生徒の発達段階に応じた規範意識や生命を尊重するこころ、人権尊重の精神の涵養を図れるように努め、体験活動等を推進し、社会性を育む。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくように心がける。
- ・人権尊重の視点から日々の学校教育でいじめをつくらない学校風土や土壌づくりを行う。
- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・教職員の不適切な言動によって、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を

払って指導する。

(4)自己有用感や自己肯定感を育成

- ・授業や行事等の教育活動全体を通して、生徒一人ひとりが活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会や困難な状況を乗り越えられるような機会に接することで、自己有用感や自己肯定感を高めることができるようにする。

(5)生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取り組み

- ・生徒会を中心に、生徒自身がいじめの防止を訴える取り組みを行う。

(6)情報教育の充実

- ・SNS やインターネット上のいじめ防止に向け、情報モラルの徹底した指導、家庭への啓蒙活動を行う。
- ・年1回、外部講師による講演を実施し、インターネット・リテラシーの向上に努める。

4. いじめの早期発見

- ・いじめは大人の目に付きにくく、気づきにくい形で行われることが多くあることを共通理解する。

(1)教職員の資質の向上

- ・教職員は人権意識といじめに対する正しい理解を持ち、日常的に生徒との信頼関係を構築し、相談しやすい雰囲気づくりをつくるように努める。
- ・些細な兆候であってもいじめではないかという疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知できるように努める。

(2)アンケート等

- ・「いじめのアンケート」を原則各学期に実施する。
- ・「こころと生活等に関するアンケート」を実施する。
- ・生徒を観察し、必要に応じて個人面談を実施する。

(3)家庭との連携

- ・「いじめのサイン発見シート」を配付し、保護者との連携の下、いじめのサインを細やかにとらえていく。サインが見つかった場合やいじめ等の相談があった場合には、家庭訪問等を実施してすぐに対応する。
- ・理由が明確でない欠席や3日連続して欠席した場合など担任から家庭への連絡等を実施する。
- ・スクールカウンセラーから「相談室だより」を配付し、家庭での見守りや生徒の観察等の協力を依頼する。
- ・生徒指導部より「夏休みの過ごし方」「冬休みの過ごし方」を配付し、家庭生活における生徒の観察等の協力を依頼する。

(4)教育相談体制の充実

- ・スクールカウンセラー等の活用による相談体制の充実をはかる。

(5)教職間の連携

- ・「個人別生活カード」等の活用による情報収集と職員会議・学年会議等で全教職員による情報共有を実施する。

(6)外部専門家との連携

- ・必要に応じて、外部専門家との連携を実施する。

5. いじめに対する措置

(1)基本的な考え方

- ・発見や通報等によりいじめと疑われる言動を認知した場合は、速やかに管理職に報告して、組織的な対応を行う。
- ・いじめを受けた生徒を守り通すという姿勢で対応にあたる。
- ・教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置く。

- ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。
- ・学校法人天理大学へ報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を目撃した場合、すぐにその行為を止める。
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・その際、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、いじめ対策委員会等で情報共有する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無を確認する。
- ・校長が事実確認の結果を学校法人天理大学に報告する。
- ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

(3) いじめられた生徒やその保護者への対応

- ・生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える。
- ・生徒にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察など外部人材の協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・生徒から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、適切な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを伝え理解を得る。
- ・生徒が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった生徒や傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えるように伝える。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解できるように伝える。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、以下のように定義する。

- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合
- ・いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合

(2)重大事態の報告

- ・重大事態が発生した場合、校長は速やかに学校法人天理大学に報告する。
- ・奈良県教育振興課へ報告する。
- ・必要に応じて専門機関や警察等の関係機関への通報を行い、支援を要請する。

(3)重大事態の調査

- ・重大事態の事案の調査主体および調査組織については、学校法人天理大学が判断し、指示された組織が調査する。

7. いじめ防止等の年間計画

	教職員	未然防止	早期発見
4月	情報交換 学級づくり	授業の受け方等の指導(全学年) いじめについての授業(1年)	いじめ対策についての説明と啓発(おやの会総会) 学級懇談会
5月	いじめ防止対策委員会(月1回) 人権教育部会(週1回) 生徒指導部会(週1回)	あいさつ運動(生徒会) 行事を通じた人間関係づくり (全学年 廻廊拭きひのきしん 1年 1年生のつどい・校外学習 2年 野外活動錬成会 3年 修学旅行) 朝の読書(毎日) 生徒会アワー(週1回)	いじめのアンケート(1年)
6月	教育相談委員会(月1回)	こころの授業(1年) 生徒総会(生徒会)	いじめのアンケート(全学年) 二者懇談(全学年)
7月	学年会議	人権教育講演会(SNS・インターネットについて)	個人懇談(全学年) こころと生活等に関するアンケート(全学年) 夏休みの過ごし方(全学年・保護者)
8月		行事を通じた人間関係づくり (こどもおちばがえりひのきしん)	
9月	事案発生時 いじめ対策委員会 生徒指導部会 職員会議	行事を通じた人間関係づくり (校外学習・意見発表会) こころの授業(2年) いじめ防止月間(生徒会)	
10月		行事を通じた人間関係づくり運動会・音楽会) 大祭教話(全学年)	
11月		こころの授業(3年) 生徒総会(生徒会) 行事を通じた人間関係づくり(街頭ひのきしん)	いじめのアンケート(全学年) 二者懇談(全学年)
12月			個人懇談(全学年) 冬休みの過ごし方(全学年・保護者)
1月		最上級生としての自覚と責任(2年) 大祭教話(全学年)	
2月		行事を通じた人間関係づくり (1・2年ドッジボールクラスマッチ)	いじめのアンケート(1・2年) 二者懇談(1・2年)
3月		いのちの授業(2年) 行事を通じた人間関係づくり(卒業式) いじめ防止対策方針の説明 (新入生保護者連絡会)	いじめ防止対策方針の説明 (新入生保護者連絡会)

※職員研修1学期実施予定

※相談室だより(全学年・保護者) 年数回発行

※相談室だより(全学年・保護者) 年数回発行

8. その他

- ・「個人別生活カード」等による記録とその活用を行う。
- ・本校のいじめ防止基本方針および年間計画は、学校評価、チェックシート等に基づき、PDCA サイクルの中で、定期的に点検し評価を行い、いじめ防止対策委員会で見直しをしていく。

(令和7年 11 月 5 日改訂)